



舟形町こどもまんなか条例

舟形町こどもの権利条例

— こどもの権利を尊重するまちづくり —

すべてのこどもが大切な権利を持っています



舟形町・舟形町教育委員会

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| こどもまんなか条例の紹介 | 1p |
| 前文 | 2p |
| 第1章 目的・定義 | 3p |
| 第2章 人間として大切なこどもの権利 | 4p |
| 第3章 町、保護者、町民、学校等教育関係者の役割 | 5p |
| 第4章 町、保護者、町民、学校等教育関係者の連携・協力 | 6p |
| 第5章 子育て家庭及びこどもへの支援 | 6p |
| おわりに | 7p |



「こどもまんなか条例」ってなに？



●まずは**世界の約束＝こどもの権利条約**を知ろう！

「こどもの権利条約」(児童の権利に関する条約) 1989年
～ 国際連合で定められた**こどもの権利を守る**世界の約束～

◇2022年「こども基本法」の制定 → 「こども家庭庁」の創設

●そして**舟形町の約束＝「こどもまんなか条例」**とは？

舟形町… “町の**「宝＝こども」**を守り育てるまちづくり”

▼国内の深刻な社会情勢

～こども達の健やかな成長を脅かす多くの問題～

☆ **町の「宝」**を中心に据えた**まちづくり**を改めて決意！

～すべてのこどもが幸福に生活できるまちの実現～



他の自治体にさきがけ**「こどもまんなか条例」**を制定

どんな約束なの？

*すべての**こどもが、生まれながらに**
もっている権利(人権)を、町全体で守
り、育てていくための約束。

*こどもも大人も、**ともに「こどもの権**
利」を見つめ、**学んでいく**ための約束。

— 町と町民の約束 —

くわしくは、
内容を見てね。



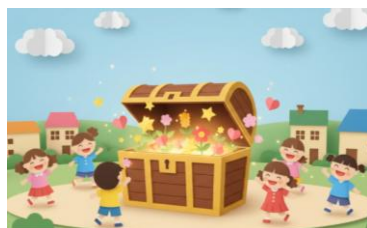
まずは、こどもの権利条例の前文から見てみましょう。

前 文

なぜ、この約束が必要か？



- すべての**こども**は、あらゆる場面で尊重され、保護者や周囲の大人の愛情を授かりながら、平等に遊び・学び・育つことができます。
- **こども**は、さまざまな活動に参加し、感じたことや考えたことを自由に他者に伝え、夢に向かって成長していくことができます。
- 町は、すべての**こども**が幸せな生活を送り、住んでいる人が誇れるまちづくりの実現を目指します。



目的・定義

条例の目的・定義は？

目的… すべての町民が、**こども**の権利を深く理解し、一人ひとりの生活や活動に活かしていきます。



町全体で町の「宝」である**こども**を守り育てます。

こども… 町内で生活・活動する18歳未満の者。

※住所や学校への在籍がなくても、一時的に生活する等同じように権利があると認められる者も含まれます。



人間として大切なこどもの権利

◇ 大切な**こども**の権利を、大きく4つにまとめました。

◇ 町、保護者、町民、学校等教育関係者には、次のこどもの権利を大切に守っていく責任があります。

安心して生きる権利

“安全と安心”

- (ア) 健やかな命と心身の尊厳が守られること。
- (イ) 愛情と理解をもって育まれること。
- (ウ) あらゆる差別や偏見(人種、国籍、性、障がい、貧困等)を受けないこと。
- (エ) 平和で安全な環境で生活できること。



自分らしく生きる権利

“自分らしさ”

- (ア) ありのままの自分や個性が尊重されること。
- (イ) 他との違いが認められ、個性を伸ばす支援が受けられること。
- (ウ) プライバシーや名誉が守られること。



豊かに育つ権利

“心の豊かさ”

- (ア) 家族とともに温かな家庭生活を送れること。
- (イ) 自分の気持ちや思いを聴いてもらえること。
- (ウ) 興味に応じた芸術、文化、スポーツ等に親しめること。
- (エ) たくさんの自然や人とのかかわりを得られること。



参加する権利

“表現と参加”

- (ア) 自分の気持ちや思い等を表明できること。
- (イ) 表明した自分の気持ちや思い等が大切に受けとめられること。
- (ウ) 年齢や発達に応じて、自ら地域社会の活動に参加できること。



町、保護者、町民、学校等教育関係者の役割

町の役割

- * **子ども**の権利を保障するための施策を率先して推進します。
- * 町民、学校等教育関係者と協力し、**子ども**の活動を支えます。
- * **子ども**の健やかな成長を実現できるよう、広報や啓発活動を推進します。

保護者の役割

- * **子ども**が最も安心して過ごせる場が家庭であることを自覚し、**子ども**の権利を守ります。
- * **子ども**の権利を保障するための支援と協力を、進んで町や関係機関等に求めます。

町民の役割

- * **子ども**の権利を深く理解し、これを保障するよう努めます。
- * 地域の中で**子ども**の安全と成長を見守ります。
- * **子ども**が安心して過ごすことができるまちづくりに努めます。

学校等教育関係者の役割

- * **子ども**自身が考え・学び・判断できるようにかかわります。
- * 保護者や町民とともに、運営方針や状況、諸課題等を共有し、**子ども**の権利を保障するための学びを深めます。

第4章

町、保護者、町民、学校等教育関係者の連携・協力

- * 役割を互いに理解し、協力し合いながら**こども**の健やかな成長と幸福の実現を目指します。
- * 町は、国及び県や、他の市町村等と協力しながら、**こども**の権利を保障するための諸施策を実現します。
- * **こども**の権利が守られていない状況等を早期に把握し、直ちに権利を守るための支援を実現します。

第5章

子育て家庭及びこどもへの支援

- * 町は、様々な不安や悩み等を抱える子育て家庭に寄り添い、**こども**の権利を守るための取組を実現します。
- * 町は、特別な配慮が必要な**こども**や、家庭以外の養育が求められる**こども**に対して、個々に応じた適切な支援を講じます。



おわりに



この条例は**こどもの未来と**
町の未来をどう変えていくのでしょうか？

町の「宝」である**子ども**たちが心から輝ける社会を築くために、私たちにできることは、どんなことでしょうか？



この条例はその答えを探すための地図です。
こどもから大人まで「**住んでいる人が誇れるまちづくり**」に取り組み、町民の誰もが幸せを実感できる「**わくわく未来ふながた**」を創造するための**力強い指針**です！

